

## 結核患者入院退院届出票遅延理由書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 11 の規定により、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7 日以内に保健所長あてに届出をしなければならないところ以下の理由のため遅延いたしました。

患者氏名 \_\_\_\_\_

遅延理由

[ \_\_\_\_\_ ]

改善策

[ \_\_\_\_\_ ]

年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

病院管理者氏名 \_\_\_\_\_ ④

(署名又は記名押印のこと)

四日市市保健所長 様